（様式１－２）

**特定業務共同企業体協定書**

（７つくばモビリティ提案システム要件定義業務委託）

年　　月　　日

　つくば市長　五十嵐　立青　宛て

共同企業体の名称　○○・△△特定業務共同企業体

（代表者）構成員　住所

商号又は名称

代表者職氏名

構成員　住所

商号又は名称

代表者職氏名

つくば市が発注する下記業務の共同受注によるプロポーザルに参加したいので、別添書類を添えて申請します。

　なお、当共同企業体は、標記の特定業務共同企業体の代表者に、プロポーザル及び見積りの一切に関する権限を委任します。

記

　１　プロポーザル対象事業

　　(1)　事業名 ７つくばモビリティ提案システム要件定義業務委託

　　(2)　履行場所 つくば市科学技術戦略課内

　２　添付書類

　(1)　特定業務共同企業体協定書

特定業務共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当特定業務共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ７つくばモビリティ提案システム要件定義業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

　（名称）

第２条　当特定業務共同企業体は、○○・△△特定業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○市○○○○に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○年（○○○○年）○月○日に成立し、本業務の委託契約の履行後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当企業体は、本業務を受託することができなかったときは、前項の規定に関わらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○○○

株式会社○○○○

△△県△△市△△△△

株式会社△△△△

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、株式会社○○○○を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義を持って業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について委託者と契約内容の増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　株式会社　○○○○　　　　○○％

　　株式会社　△△△△　　　　△△％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設置し、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法及びその他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、本業務の委託契約の履行及びその他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　当企業体は、本業務完了時に決算するものとする。

　（利益金配当の割合）

第１３条　決算の結果利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち本業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、本業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが、本業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該業務が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○株式会社外○社は、上記のとおり○○・△△特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自１通を所持し、１通を委託者へ提出するものとする。

　　　令和○年（○○○○年）○月○日

住　　　　所

代表構成員　商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

住　　　　所

構成員　商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印